

法律知識

No.85

日常生活の中で起こる可能性のある様々な事例に対して、法律に基づいた対応策を紹介します。



弁護士 大橋 征平
介護福祉課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

Q

障がいのある人の声を受け止め、社会のバリアを無くそうという合理的配慮が、2024年4月から民間事業者に対しても義務化されると聞きました。会社としてはどのようなことをすべきでしょうか。また、義務化されましたが、対応しなかった場合に罰則などがありますか。



A

令和3年、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が改正され、行政機関および事業者に対して、合理的配慮の提供をすべきことが定められました。行政機関については既に義務化されていましたが、事業者については、令和6年4月1日より義務化されます。

障害者差別解消法では、合理的配慮の提供として、事業者がその事業を行うに当たり障がい者から社会的なバリアを取り除いてほしい旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

合理的配慮の例としては、車椅子利用者から車椅子のまま席に付けるよう申出があった際、椅子をどかして車椅子のまま着席できるスペースを確保することなどが挙げられます。なお、食事介助を行っていない飲食店において食事介助を断ったとしても、合理的配慮の提供をしなかったことにはならないとされています。

合理的配慮の提供をしなかったとしても直ちに罰則は科せられませんが、国は、合理的配慮を行わない事業者に対して報告を求めることができ、これに対して、事業者が虚偽の報告を行った、報告を行わなかったりした場合、20万円以下の過料が科せられる可能性があります。

**各出張所で法律相談会を
開催します**
(各回ともに13時～16時)

開催日

- 福島出張所 3月4日(月)、4月1日(月)
- いわき出張所 3月12日(火)、3月26日(火)
4月9日(火)、4月23日(火)
- 二本松出張所 3月19日(火)、4月16日(火)

ここから下は広告です。